



令和元年12月10日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社九電工（福岡県福岡市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問合せ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 廣瀬 祐一郎（内線6141）
建設産業課長補佐 樋口 敏明（内線6144）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社九電工	国土交通大臣許可 (特-29) 第001659号	西村 松次	福岡県福岡市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和元年12月25日から令和2年3月23日までの90日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1) 「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社九電工（以下「九電工」という。）の元社員（当時、北九州支店行橋営業所長）は、平成28年7月19日に福岡県築上町が執行した「築上町し尿処理施設建設工事」の条件付一般競争入札に関し、同町議会議員（当時）と共謀の上、同町環境課長（当時）に対し、九電工による業者間の談話が容易になるよう入札参加資格を有する業者を少なくするよう依頼し、同町課長をして、同入札に係る入札参加資格条件の案文作成に関し、建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値の要件について、変更した案文を作成させるなどし、同町長に、同案文どおりの入札参加資格条件に決定させるとともに、同入札への参加資格確認申請を行った入札参加予定業者数及び同業者

令和元年12月10日

名の教示を受け、九電工に同工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するためのものの公正を害するべき行為をした。また、同町議員に対し、同町職員に、入札参加資格を有する業者を少なくするよう働きかけてもらいたい旨のあっせん方の請託をし、さらに、同入札への参加資格確認申請を行った入札参加予定業者数及び同業者名の教示を働きかけてもらいたい旨のあっせん方の請託をし、各あっせんをしたことに対する報酬として、同町議員に現金800万円を供与し、もって賄賂を供与したとして、令和元年9月26日に福岡地方裁判所から公契約関係競売入札妨害及び贈賄による懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

また、九電工の社員（当時、営業本部営業部課長外2名）は、同入札を成立させた上、九電工に同工事を落札させようと考え、公正な価格を害し、かつ、不正な利益を得る目的で株式会社フソウ（以下「フソウ」という。）の社員に対して、フソウに約1000万円の利益を供与することを条件に、フソウが九電工の入札金額を超える金額で入札に参加する旨の協定をし、もって談合したとして、令和元年7月8日に福岡地方裁判所から談合による懲役1年2月（執行猶予3年）、懲役1年（執行猶予3年）の判決をそれぞれ受け、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。